

議案第11号

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、非常勤の消防団員（以下「消防団員」という。）の定員、任免、給与、服務等について定めるものとする。

(定員)

第2条 消防団員の定員は、1,052人とする。

(任命)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、市長が任命する。

2 団長以外の消防団員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 大田原市消防団の区域内に居住する者又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 身体健全にして品行方正である者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることなくなくなるまでの者
- (3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(懲戒)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒に関する手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続及び効果については、規則で定める。

2 前項の規定による処分を消防団長が行う場合は、市長の承認を得るものとする。

(服務規律)

第8条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところから従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又はその活動能率等を低下させる等の行動を行ってはならない。

(報酬及び費用弁償)

第12条 消防団員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、大田原市特別職の職員等で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の定めるところによる。

(公務災害補償)

第13条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)を適用する。

(退職報償金)

第14条 消防団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、栃木県市町村消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第32号)を適用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。